

官報

号外

昭和三十五年二月二十五日

第三十四回衆議院會議録 第九号

昭和三十五年二月二十五日(木曜日)

議事日程 第七号

昭和三十五年二月二十五日

午後一時開議

第一 皇孫殿下御誕生につき天皇陛下並びに皇太子殿下に賀詞を差し上げるの件

第二 首都高速道路公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 土地区画整理法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第四 中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 中小企業振興資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 捕獲審査所の検定の再審査に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 昭和三十四年度産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

日程第一 皇孫殿下御誕生につき天皇陛下並びに皇太子殿下に賀詞を差し上げるの件

昭和三十五年二月二十五日 衆議院會議録第九号

皇孫殿下御誕生につき天皇陛下並びに皇太子殿下に賀詞を差し上げるの件 首都高速道路公団法の一部を改正する法律案外一案

議員請暇の件

土地調整委員会委員任命につき同意を求めるの件

日程第二 首都高速道路公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 土地区画整理法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第四 中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 中小企業振興資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 捕獲審査所の検定の再審査に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 昭和三十四年度産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案(内閣提出)

午後一時三十分開議

○議長(清瀬一郎君) これより會議を開きます。

日程第一 皇孫殿下御誕生につき天皇陛下並びに皇太子殿下に賀詞を差し上げるの件

○議長(清瀬一郎君) 去る二十三日、皇孫殿下が御誕生をされましたことは、全国民とともに私どもの心からお喜び申し上げるところでございます。(拍手)

議長は、昨二十四日、皇居に参上いたし、両陛下並びに皇太子殿下にお目にかかり、お祝いの言葉を申し上げました。

つきましては、本院は、慶祝の意を表するため、特に院議をもって天皇陛下並びに皇太子殿下に賀詞を差し上げたいと存じます。(拍手)なお、この文案の起草は議長に一任せられたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、さう決定いたしました。

つきましては、議長の手元において起草いたしました文案を朗読いたします。

天皇陛下に差し上げる賀詞

このたび皇孫殿下のめでたく御誕生遊ばされましたことは、国民のあけてお喜び申し上げますのであります。

ここに衆議院は、国民を代表して、うやうやしく慶祝の誠を表わし、あわせて皇室の御繁栄を祈り上げます。

〔拍手〕

皇太子殿下に差し上げる賀詞
このたび親王殿下のめでたく御誕生遊ばされましたことは、国民のこぞつてお喜び申し上げますのであります。

ここに衆議院は、国民を代表して、つつしんで慶賀の誠を表わし、あわせて親王殿下の御隆運を祈り上げます。

〔拍手〕

ただいま朗読いたしました文案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(清瀬一郎君) 起立総員。よって、賀詞の文案は全会一致可決いたしました。(拍手)

ただいま御決議に相なりました賀詞は、御都合を伺って差し上げることといたします。

議員請暇の件

○議長(清瀬一郎君) お諮りいたします。

議員増田甲子七君から、欧米各国の政治経済事情視察のため、三月五日から四月十日まで三十七日の間請暇の申請を提出する。

し出があります。これを許すに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

土地調整委員会委員任命につき同意を求めるの件

○議長(清瀬一郎君) なお、内閣から、土地調整委員会委員に伊藤俊夫君を任命したので、土地調整委員会設置法第七条第一項の規定により本院の同意を得たいとの申し出があります。

右申し出の通り同意するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、同意を与えるに決しました。

日程第二 首都高速道路公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 土地区画整理法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(清瀬一郎君) 日程第二、首都高速道路公団法の一部を改正する法律案、日程第三、土地区画整理法施行法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

首都高速道路公団法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

昭和三十五年二月二十五日 衆議院會議録第九号 首都高速道路公団法の一部を改正する法律案外一案 中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案外一案

昭和三十五年二月五日
内閣総理大臣 岸 信介

首都高速道路公団法の一部を改正する法律

首都高速道路公団法(昭和三十四年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第三十八条の次に次の一条を加える。

(債務保証)

第三十八条の二 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、債券に係る債務について保証することができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

首都高速道路公団が発行する首都高速道路債券に係る債務につき、国会の議決を経た金額の範囲内において政府が保証する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

土地区画整理法施行法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十五年二月十二日
参議院議長 松野 鶴平
衆議院議長 清瀬 一郎殿

土地区画整理法施行法の一部を改正する法律

土地区画整理法施行法(昭和二十九年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「五年」の下に「(昭和三十四年台風第十五号による災害のため土地区画整理の施行に著しい支障を生じた旧組合で建設大臣が指定するものについては、六年とする。以下次項において同じ。)」を加える。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。建設委員長羽田武副郎君。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔羽田武副郎君登壇〕

○羽田武副郎君 ただいま議題となりました首都高速道路公団法の一部を改正する法律案、土地区画整理法施行法の一部を改正する法律案の両法案につきまして、建設委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、首都高速道路公団法の一部を改正する法律案について申し上げます。

首都高速道路公団は、去る昭和三十四年六月、首都高速道路公団法に基づき、東京都の区に存する区域及びその周辺において有料の自動車専用道路の新設・管理等の事業を総合的に行なうことを目的として設置されたものであり

ますが、その事業資金は、出資金等のほか、同公団が発行する債券により調達することになっております。従つて、自動車専用道路等の建設事業促進のために債券発行による資金調達の円滑化をはかる必要がありますので、同公団発行にかかる債券の元金の支払について政府が保証することができると、所要の改正を行なうとするものであります。

本法案は、去る二月五日日本委員会に付託され、慎重審議いたしましたのでありますが、その詳細は會議録に譲るといたします。

かくして、二月十七日、討論を省略、採決の結果、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、土地区画整理法施行法の一部を改正する法律案について申し上げます。

現在、土地区画整理法の施行以前から旧耕地整理法に準拠して土地区画整理を施行してあります土地区画整理組合は、現行の土地区画整理法に基づく新組合に組織を変更しない限り、本年三月三十一日をもって解散するものとされており、昭和三十四年台風第十五号による災害を受けた地域内に存する組合のうち、一部のものは、災害により土地区画整理の施行に著しい支障を生じたため、本年三月三十一日までに事業を完了することが不可能となり、また、組合員の大多数が同台風により罹災して、新組合に組織変更の手続をする余裕がありませんので、これらの旧組合で建設大臣が指定する組合につきましては、従前の規定

による土地区画整理を施行することができ、期間を一年延長して、その間に事業の完了をはからんとするものであります。

本法案は、参議院先議のため、去る二月五日日本委員会に予備付託され、二月十二日に本付託となったものであります。審査の内容の詳細は會議録に譲ることいたします。

かくして、二月十七日、討論を省略して、ただちに採決いたしましたところ、本法案は全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上、御報告を申し上げます。

(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 両案を一括して採決いたします。

両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、両案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第四 中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 中小企業振興資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(清瀬一郎君) 日程第四、中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案、日程第五、中小企業振興資金助成法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。
昭和三十五年二月八日
内閣総理大臣 岸 信介

中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律

中小企業信用保険公庫法(昭和三十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項及び第二十二條第二項中「産業投資特別会計からの出資金二十億圓」を「産業投資特別会計からの出資金三十八億圓」に改める。

附則

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

理由

中小企業信用保険公庫の信用保証協会に対する貸付事業の拡充を図るため、同公庫に対する政府出資を増額する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中小企業振興資金助成法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。
昭和三十五年二月八日
内閣総理大臣 岸 信介

中小企業振興資金助成法の一部を改正する法律

中小企業振興資金助成法(昭和三十一年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「事業協同組合」の下に「若しくは事業協同小組合」を加える。

第五条に次のただし書を加える。

ただし、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第八條の規定により設置する汚水の処理施設又は工場排水等の規制に関する法律（昭和三十三年法律第八十二号）

第二条第三項に規定する汚水処理施設に係る貸付金の償還期間は、七年をこえない範囲内で政令で定める期間とする。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

理 由

中小企業振興資金助成法施行後の状況にかんがみ、事業協同小組合の施設を同法の適用対象とするともに、汚水処理施設に係る貸付金の償還期間を延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長（清瀬一郎君） 委員長の報告を求めます。商工委員長中村幸八君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔中村幸八君登壇〕

○中村幸八君 たいだいま議題となりまして中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案外一件につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

まず、中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案について申し上げます。

御承知のごとく、中小企業信用保険公庫は、中小企業信用補完制度の中核機関でありまして、その業務は、信用保証協会に対し保証基盤強化のための資金を貸し付ける融資業務並びに保証協会の保証についての保険を中心とする保険業務の二つであります。

同公庫に対しては、年々国庫から出資が行なわれ、旺盛な中小企業の資金需要に対処して参つたのでありますが、昭和三十五年におきましては、融資業務の基金としてさらに十八億円が産業投資特別会計から出資されることとなり、このため、同公庫法に資本金の増額等所要の改正を加えるべく本案が提出されたのであります。

次に、中小企業振興資金助成法の一部を改正する法律案について申し上げます。

中小企業振興資金助成法は、中小企業者の共同施設及び設備近代化に要する資金の無利子貸付制度のため昭和三十一年に制定されたものでありまして、自來、中小企業振興のために着々成果を上げて参つております。

本改正案の趣旨は、第一に、零細企業対策の一環としての事業協同小組合の制度をさらに活発化するため、同組合の共同施設を貸付対象に加えること、第二に、汚水処理施設のための貸付金については一般の場合より優遇措置を講ずる必要があるため、この貸付金の償還期間の限度を二年延長し、七年とすることの二点であります。

以上、御報告を申し上げます。（拍手）

○議長（清瀬一郎君） 両案を一括して採決いたします。

両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長（清瀬一郎君） 御異議なしと認めます。よつて、両案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第六 捕獲審検所の検定の再審査に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（清瀬一郎君） 日程第六、捕獲審検所の検定の再審査に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

捕獲審検所の検定の再審査に関する法律の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和三十五年二月一日

内閣総理大臣 岸 信介

捕獲審検所の検定の再審査に関する法律の一部を改正する法律案

捕獲審検所の検定の再審査に関する法律（昭和二十七年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

に効力の発生した平和条約の効力発生時から改める。

附則第二項中「八年」を「九年」に改める。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

理 由
捕獲審検所の検定の再審査に関する状況にかんがみ、捕獲審検所の検定の再審査に関する法律の存続期間を一年延長する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長（清瀬一郎君） 委員長の報告を求めます。運輸委員長平井義一君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔平井義一君登壇〕

○平井義一君 たいだいま議題となりまして捕獲審検所の検定の再審査に関する法律の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、本法の趣旨を簡単に御説明いたします。

現行法は、日本国が、日本国との平和条約第十七条に規定する義務を履行するために、旧捕獲審検所が検定した事件に対して連合国より要請があつた場合に、これを国際法に従つて再審査することを目的とするものであります。

が、事件の性質上、法律の有効期間は平和条約の発効の日から八か年と規定され、本年四月二十七日限り失効することとなっております。しかしなが

ら、現在なお一、二の連合国政府との間に捕獲船舶について補償請求事件が懸案となつており、近くこれらの事件について再審査の要請のあることも予想されますので、法律の有効期間をさらに一か年延長しようとするのが、改正の第一点であります。

改正の第二点は、現行法第十七条で、連合国財産補償法第十五条第一項の補償請求期限に関する規定の読みかえを行なつておりますが、同規定はすでに改められておりますので、その改正に伴い、読みかえ規定の整備を行なうとするのであります。

本法案は、去る二月一日本委員会に付託され、同月三日政府より提案理由の説明を聴取し、同月十七日、質疑・討論を省略し、直ちに採決の結果、全会一致をもつて政府原案の通り可決いたしました。

右、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（清瀬一郎君） 採決いたしました。

本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長（清瀬一郎君） 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第七 昭和三十四年度米穀について所得税の臨時特例に関する法律案（内閣提出）

○議長（清瀬一郎君） 日程第七、昭和三十四年度米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案を議題といたします。

昭和三十三年二月二十五日 衆議院會議録第九号 昭和三十三年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案 朗読を省略した議長の報告

昭和三十三年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案 右 国会に提出する。

昭和三十三年十二月二十九日 内閣総理大臣 岸 信介

昭和三十三年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案 米穀の生産者が、その生産した昭和三十三年産の米穀を政府に売り渡す旨を昭和三十三年九月二十一日

(北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県及び福井県の各区域において生産される米穀については、同年八月三十一日までに申し込み、その申込みにより締結した契約に基づいて当該米穀を昭和三十三年二月二十九日までに政府に売り渡した場合には、当該生産者の昭和三十三年分の所得税については、政令で定めるところにより、当該米穀の売渡しの時期及び数量に應じ次に定めるところにより計算した金額の合計額に相当する金額は、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第七条の二に規定する農業所得に係る同法第九条第一項第四号の総収入金額に算入しない。

三 昭和三十三年十月十一日から同月二十日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、六百四十円

四 昭和三十三年十月二十一日から同月三十一日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、五百六十円

五 昭和三十三年十一月一日から昭和三十三年十二月二十九日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、四百八十円

附則 この法律は、公布の日から施行する。

理由 昭和三十三年産米穀につき、事前売渡申込制度により所要数量を確保することに資するため、事前売渡申込に基づいて政府に米穀を売り渡した者の所得税を軽減する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長植木庚子郎君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

○植木庚子郎君登壇

たゞいま議題となりました昭和三十三年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案について、大蔵委員会の審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本法律案は、昭和三十三年産の米穀について、従来と同様に、事前売渡

の申し込み制度に基づきまして政府に米穀を売り渡した者に対し、昭和三十三年分の所得税を軽減しようとするものであります。その軽減の内容もまた従来と同様でありまして、売り渡した時期の区分に応じまして、玄米石当たり平均千四百円を非課税とする措置を講じようとするものであります。

本案は、昨年十二月二十九日当委員会に付託となり、自來、審議を続けまして、昨二十四日、質疑を終了いたしました。討論の申し出がありませんでしたので、直ちに採決しましたところ、全会一致をもって原案の通り可決となりました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。本案は委員長の報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(清瀬一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時四十四分散会

出席閣僚大臣

運輸大臣 池田 勇人君

建設大臣 橋本 渡君

出閣政府委員

総務府総務長官 福田 篤泰君

大蔵政務次官 奥村又十郎君

○明院を省略した議長の報告

〔議決通知〕

一、去る十六日、本院は衆議院議員石坂繁君、同山口六郎次君、同吉川兼光君及び参議院議員石黒忠篤君が海外移住審議会委員に就くことができると議決した旨内閣に通知した。

一、去る十六日、本院は衆議院議員田中角榮君、同福家俊一君、参議院議員市川房枝君、同高野一夫君及び同山本杉君が充春対策審議会委員に就くことができると議決した旨内閣に通知した。

〔報告書受領〕

一、去る十六日、内閣を経由して土地調整委員会委員長大池真君から、土地調整委員会設置法第十九条の規定に基づく昭和三十三年度土地調整委員会年次報告書を受領した。

〔通知書受領〕

一、去る十九日、参議院議長から、国会において議決した次の予算を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

昭和三十三年度一般会計予算補正(第三号)

昭和三十三年度特別会計予算補正(特第二号)

〔要求書受領〕

一、昨二十四日、内閣から、土地調整委員会委員に伊藤俊夫君を任命したので、土地調整委員会設置法第七

一、去る十九日、清瀬議長は、岸内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

建設省河川局長 曾田 忠

運輸省鉄道監督 廣瀬 真一

局固有鉄道部長

調達庁次長 眞子 傳次

一、昨二十四日、清瀬議長は、岸内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

国家消防本 部総務課長 山本 弘

〔政府委員発令通知受領〕

一、岸内閣総理大臣から清瀬議長宛、去る十三日付議長において承認した藤崎萬里および去る十六日承認した木村秀弘を十六日それぞれ政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、岸内閣総理大臣から清瀬議長宛、去る十九日議長において承認した眞子傳次を同日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、岸内閣総理大臣から清瀬議長宛、去る十九日付議長において承認した曾田忠および廣瀬真一を去る二十三日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、岸内閣総理大臣から清瀬議長宛、昨二十四日議長において承認した山本弘を同日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

〔理事辞任〕

一、去る十六日、常任委員会において、次の理事の辞任を許可した。

農林水産委員会

理事 赤路 友蔵君

一、去る十八日、常任委員会において、次の理事の辞任を許可した。

外務委員会

理事 森島 守人君

(理事選任)

一、去る十六日、常任委員会において、次の通り理事を選任した。

法務委員会

理事 田中幾三郎君

一、去る十八日、常任委員会において、次の通り理事を選任した。

外務委員会

理事 竹谷源太郎君

一、昨二十四日、常任委員会において、次の通り理事を選任した。

文教委員会

理事 小牧 次生君

(理事補欠選任)

一、去る十六日、農林水産委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 角屋堅次郎君(理事石田有全君去る十六日理事辞任につきその補欠)

一、去る十八日、外務委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 竹内 俊吉君(理事岩本信行君去る十八日理事辞任につきその補欠)

一、去る十八日、農林水産委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 山村新治郎君(理事菅家喜六君去る十八日理事辞任につきその補欠)

一、去る十九日、法務委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 坂本 泰良君(理事井伊誠一君去る十九日理事辞任につきその補欠)

一、昨二十四日、文教委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 高橋清一郎君

理事 西村 力弥君(理事櫻井奎夫君去る四日委員辞任につきその補欠)

理事 長谷川 保君(理事辻原弘市君去る四日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任)

一、去る十六日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 堂森 芳夫君

法務委員 河野 一郎君

外務委員 愛知 揆一君

文教委員 八百板 正君

農林水産委員 福永 健司君

通信委員 勝岡田清一君

予算委員 佐々木良作君

阪上安太郎君

横山 利秋君

増田甲子七君

池田正之輔君

懲罰委員 天野 光晴君

岡 良一君

高橋 禎一君

一、去る十七日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 柳田 秀一君

山花 秀雄君

地方行政委員 保岡 武久君

川村 義義君

森 清君

石村 英雄君

大蔵委員 石村 英雄君

川村 義義君

農林水産委員 倉成 正君

森 清君

倉成 正君

周東 英雄君

保岡 武久君

森 清君

林 讓治君

高橋清一郎君

山花 秀雄君

竹内 俊吉君

井手 以誠君

予算委員 林 讓治君

周東 英雄君

小平 忠君

堤 ツルヨ君

倉成 正君

森 清君

一、去る十八日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 中川 俊思君

柳田 秀一君

田村 元君

山口シヅエ君

田村 元君

中川 俊思君

河野 正君

山口シヅエ君

角屋堅次郎君

橋 兼次郎君

森 清君

農林水産委員 下平 正一君

河野 正君

予算委員 河野 密君

橋 兼次郎君

中村 英男君

河野 密君

中村 英男君

一、去る十九日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

法務委員 坂本 泰良君

淡谷 悠蔵君

保岡 武久君

大蔵委員 大蔵 健君

濱田 正信君

吉田 茂君

伊藤卯四郎君

池田 清志君

久野 忠治君

二階堂 進君

予算委員

久野 忠治君

足鹿 覺君

佐々木良作君

大蔵 健君

河野 密君

服部 安司君

一、去る二十三日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

予算委員 河野 密君

横山 利秋君

河野 密君

一、去る二十三日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 柏 正男君

兒玉 末男君

島上善五郎君

三宅 正一君

松尾トシ子君

大蔵委員 大蔵 健君

中崎 敏君

佐々木三三君

北條 秀一君

通信委員 金丸 徳重君

堤 ツルヨ君

建設委員 兒玉 末男君

柏 正男君

予算委員 木原津與志君

滝井 義高君

鈴木 一君

廣瀬 勝邦君

多賀谷眞悠君

小松 幹君

木原津與志君

一、昨二十四日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 柳田 秀一君

小松 幹君

大野 幸一君

北條 秀一君

法務委員 柳田 秀一君

大蔵委員 大蔵 健君

予算委員

小松 幹君

島上善五郎君

松尾トシ子君

山中 吾郎君

岡本 隆一君

柳田 秀一君

塚本 三郎君

(常任委員補欠選任)

一、去る十六日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 柳田 秀一君

高橋 禎一君

外務委員 増田甲子七君

勝岡田清一君

農林水産委員 天野 光晴君

通信委員 八百板 正君

堤 ツルヨ君

予算委員 岡 良一君

堂森 芳夫君

愛知 揆一君

砂原 格君

懲罰委員 福永 健司君

河野 一郎君

三宅 正一君

一、去る十七日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 山花 秀雄君

柳田 秀一君

地方行政委員 森 清君

石村 英雄君

保岡 武久君

川村 義義君

大蔵委員 大蔵 健君

石村 英雄君

農林水産委員 周東 英雄君

保岡 武久君

倉成 正君

森 清君

商工委員 高橋清一郎君

林 讓治君

運輸委員 林 讓治君

竹内 俊吉君

昭和三十三年二月二十五日 衆議院會議第九号 朗読を省略した議長の報告

井手 以誠君 長谷川 峻君
高橋清一郎君 山花 秀雄君
予算委員 倉成 正君 門司 亮君
佐々木良作君 周東 英雄君
決算委員 神近 市子君
一、去る十八日、議長において、次の
通り常任委員の補欠を指名した。
内閣委員
田村 元君 山口シヅエ君
中川 俊思君 柳田 秀一君
文教委員 中川 俊思君 田村 元君
社会労働委員 中川 俊思君 田村 元君
下平 正一君 橋 兼次郎君
角屋堅次郎君 山口シヅエ君
河野 正君 中村 英男君
農林水産委員 保岡 武久君
運輸委員 河野 正君 下平 正一君
予算委員 足鹿 覺君 中村 英男君
橋 兼次郎君
決算委員 森 清君 河野 密君
森 靖君
一、去る十九日、議長において、次の
通り常任委員の補欠を指名した。
法務委員
久野 忠治君 二階堂 進君
池田 清志君 大野 幸一君
吉田 茂君 大養 健君
濱田 正信君
外務委員 伊藤卯四郎君
社会労働委員 佐々木良作君
吉田 茂君
池田 清志君
建設委員 服部 安司君

予算委員 大養 健君 河野 密君
廣瀬 勝邦君 久野 忠治君
決算委員 淡谷 悠蔵君
懲罰委員 川島正次郎君
一、去る二十二日、議長において、次
の通り常任委員の補欠を指名した。
予算委員 横山 利秋君 河野 密君
決算委員 河野 密君 淡谷 悠蔵君
一、去る二十三日、議長において、次
の通り常任委員の補欠を指名した。
内閣委員 兒玉 末男君 柏 正男君
法務委員 島上善五郎君 三宅 正一君
大蔵委員 北條 秀一君
文教委員 金丸 徳重君 鈴木 一君
商工委員 中崎 敏君
通信委員 佐々木三三君 池田 頑治君
建設委員 柏 正男君 兒玉 末男君
予算委員 多賀谷貞穂君 小松 幹君
大貫 大八君 松尾トシ子君
木原津與志君
懲罰委員 木原津與志君 小川 豊明君
一、昨二十四日、議長において、次の
通り常任委員の補欠を指名した。
内閣委員 小松 幹君 柳田 秀一君
法務委員 北條 秀一君

大蔵委員 松尾トシ子君
建設委員 島上善五郎君 岡本 隆一君
予算委員 山中 吾郎君 岡本 隆一君
塚本 三郎君 柳田 秀一君
島上善五郎君 小松 幹君
松尾トシ子君
(特別委員辞任)
一、去る十九日、議長において、次の
特別委員の辞任を許可した。
日米安全保障条約等特別委員
横路 節雄君 多賀谷貞穂君
一、去る二十三日、議長において、次
の特別委員の辞任を許可した。
日米安全保障条約等特別委員
受田 新吉君
(特別委員補欠選任)
一、去る十九日、議長において、次の
通り特別委員の補欠を指名した。
日米安全保障条約等特別委員
多賀谷貞穂君 横路 節雄君
一、去る二十三日、議長において、次
の通り特別委員の補欠を指名した。
日米安全保障条約等特別委員
中村 時雄君
(議案提出)
一、去る十七日、議長において、次の
通り特別委員の補欠を指名した。
日米安全保障条約等特別委員
中村 時雄君
日本開港銀行法の一部を改正する法
律案
身体障害者雇用促進法案
道路整備特別会計法の一部を改正す
る法律案
一、去る十八日、議長から提出した議案
は次の通りである。
労働関係訴訟における労働組合の当

事者適格に関する法律案(堤ツルヨ
君外三名提出)
労働基準法の一部を改正する法律案
(堤ツルヨ君外二名提出)
一、去る十八日、議長から提出した議案
は次の通りである。
特定港湾施設工事特別会計法の一部
を改正する法律案
経済基礎強化のための資金及び特別
の法人の基金に関する法律の一部を
改正する法律案
漁業協同組合整備促進法案
中小漁業融資保証法の一部を改正す
る法律案
日本国有鉄道法の一部を改正する法
律案
道路運送法の一部を改正する法律
案
一、去る十九日、議長から提出した議案
は次の通りである。
日本国とアメリカ合衆国との間の相
互協力及び安全保障条約等の締結に
伴う関係法令の整理に関する法律
案
昭和三十三年一度一般会計予
備費使用総調書(その二)
昭和三十三年一度特別会計予
算総則第十四条に基づく使
用総調書
昭和三十三年度特別会計予
算総則第十五条に基づく使
用総調書
昭和三十三年度一般会計予
備費使用総調書(その一)
昭和三十三年度特別会計予
備費使用総調書(その一)
備費使用総調書(その一)

一、去る二十日、議長から提出した議案
は次の通りである。
国有林野事業特別会計法の一部を改
正する法律案
農林省設置法の一部を改正する法律
案
日本電信電話公社法の一部を改正す
る法律案
治山治水緊急措置法案
一、去る二十二日、議長から提出した議
案は次の通りである。
治水特別会計法案
放送法第三十七条第二項の規定に基
づき、国会の承認を求めるの件
一、昨二十四日、議長から提出した議案
は次の通りである。
放射性同位元素等による放射線障害
の防止に関する法律の一部を改正す
る法律案
補助金等の臨時特例等に関する法律
の一部を改正する法律案
開拓青年農林臨時措置法の一部を改
正する法律案
地方財政法及び地方財政再建促進
特別措置法の一部を改正する法律
案
高等学校の定時制教育及び通信教育
振興法の一部を改正する法律案
(議案受理)
一、去る十六日、議長から提出した議
案は次の通りである。
船主相互保険組合法の一部を改正す
る法律案
一、去る十七日、議長から提出した議
案は次の通りである。
道路交通法案

(議案付託)

一、去る十六日予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

船主相互保険組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第四四号)(予)

大蔵委員会 付託

一、去る十七日委員会に付託された議案は次の通りである。

日本開発銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第五六号)

道路整備特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第五七号)

以上二件 大蔵委員会 付託

身体障害者雇用促進法(内閣提出第五五号) 社会労働委員会 付託

一、去る十七日予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

道路交通法(内閣提出第五八号)

(予) 地方行政委員会 付託

一、去る十八日委員会に付託された議案は次の通りである。

特定港湾施設工事特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第五九号)

経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六〇号)

以上二件 大蔵委員会 付託

漁業協同組合整備促進法(内閣提出第六一号)

中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案(内閣提出第六二号)

以上三件 農林水産委員会 付託

道路運送法の一部を改正する法律案(内閣提出第六四号)

運輸委員会 付託

昭和三十三年一般会計予備費使用総調書(その2) 昭和三十三年特別会計予備費使用総調書(その2) 昭和三十三年特別会計予算総則第十四条に基づく使用総調書 昭和三十三年特別会計予算総則第十五条に基づく使用総調書 (承諾を求めたもの件)

昭和三十四年度一般会計予備費使用総調書(その1) 昭和三十四年度特別会計予備費使用総調書(その1) 以上六件 決算委員会 付託

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等の締結に伴う関係法令の整理に関する法律案(内閣提出第六五号) 日米安全保障条約等別委員会 付託

一、去る二十日委員会に付託された議案は次の通りである。

農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第六七号) 内閣委員会 付託

日本電信電話公社法の一部を改正する法律案(内閣提出第六八号) 通信委員会 付託

一、去る二十二日委員会に付託された議案は次の通りである。

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号) 治水特別会計法(内閣提出第七〇号) 以上三件 大蔵委員会 付託

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案(内閣提出第六三号) 運輸委員会 付託

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(内閣提出、承認第一号)

通信委員会 付託

一、昨二十四日委員会に付託された議案は次の通りである。

地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七四号)

地方行政委員会 付託

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七二号) 大蔵委員会 付託

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案(内閣提出第七五号) 文教委員会 付託

開拓青少年振興臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七三号)

農林水産委員会 付託

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七一号) 科学技術振興対策特別委員会 付託

(議案送付)

一、去る十六日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

昭和三十四年度一般会計予算補正(第三号)

昭和三十四年度特別会計予算補正(特第二号)

(議案通知書受領)

一、去る十九日、参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

昭和三十四年度一般会計予算補正(第三号)

昭和三十四年度特別会計予算補正(特第二号)

(議案撤回)

一、去る十六日、議員から次の議案を撤回する旨の申出があつた。

昭和三十四年度米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案(芳賀貢君外二十七名提出、第三十二回国会衆法第一号)

(調査要求承認)

一、文教委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨二十四日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査事項

一、学校教育に関する事項

二、社会教育に関する事項

三、教育制度に関する事項

四、学術研究及び宗教に関する事項

五、文化財保護に関する事項

二、調査の目的

文教行政の実情を調査し、その対策を樹立し、運営を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面より説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和三十五年二月二十四日

衆議院議員松平忠久君提出中小企業向け金融機関の不正融資並びに不正業務に関する質問主意書

中小企業向け金融機関の不正融資並びに不正業務に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和三十五年二月十五日

提出者 松平 忠久

衆議院議長清瀬一郎殿

中小企業向け金融機関の不正融資並びに不正業務に関する質問主意書

一 昨年十一月十二日、神奈川県警察当局は横浜銀行を捜査したが、そく関するところによれば、これは横浜銀行大雄支店長服部君美氏が昭和二十七年ごろから次長崎崎正一氏及び支店長代理杉本重雄氏とぐるになり、富士写真フイルム株式会社等の預金を種として浮貸を行ない、三千九百十万円を横領した事件に関係があるとのことである。

この事件は長期にわたる大口の不正融資であり、預金者を不安におとしめるものであるが、なぜかくのごとく長期にわたつて不正が発覚されなかつたのであるか。

銀行内部の監督がきつめてルーズであり、かつ大蔵当局の監督も全くあきめくたつたであつたと断ぜざるをえないが、この間の真相を明らかにされた。

二 同銀行は、吉村成一氏が頭取になつて以来、横浜シルク株式会社に対する数十億円の焦付事件、川崎支店、藤沢支店、野毛支店等の

昭和三十三年二月二十五日 衆議院會議第九号 朗読を省略した議長の報告

公金着服預金横領事件等が続発し、今また、大雄山支店の大事件が発生したわけだが、その原因は同銀行の最高首脳陣の責任感の欠如にあると推測されている。大蔵当局はこれに對しいかなる見解を有し、かついかなる措置をとり、またとらんとしているか。

三 千葉銀行の株式会社レインボーに對する不正融資に關しては、昭和三十三年十一月四日内閣衆議三〇第三号によつて回答に接しているが、その後一年数箇月を経て、今日においては、千葉銀行としては本件に關し、すでに整理を完了していなければならぬはずである。大蔵当局は、その整理を放任しているのであるか。進ちよく状況を明らかにされたい。

四 次に永代信用組合（江東区深川永代二丁目組合長山屋八万雄）は区域外の事業会社に融資し、また大蔵省の許可なくして制限以上（二千万円以上の大口融資）に監督官庁の許可を要することになつてゐる。この融資を行なつてゐるは、融資先の会社を乗つ取り事実上これを支配しているケースが少なくないやに確信してゐる。

鎌倉ハム株式会社（横浜市戸塚区所在）及び神田青果市場の一元青果株式会社はその著例であるが、その真相を詳報されるときもに東京都に對していかなる監督指導をしてゐるのかあわせて回答され、かつその責任を明らかにされたい。

右質問する。

昭和三十三年二月二十三日

内閣総理大臣 岸 信介

衆議院議長 清瀬一郎殿

衆議院議員松平忠久君提出中小企業向け金融機関の不正融資並びに不正業務に關する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員松平忠久君提出中小企業向け金融機関の不正融資並びに不正業務に關する質問に對する答弁書

一 横浜銀行大雄山支店において不祥事件があり、この事件の当事者である支店長がたまたま土地の素封家であつたこと等からその人物を過信し、異例の長期にわたり同一人をその職に置いていたこと等のため、これが相当長期間発見されなかつたことは、まことに遺憾である。

事件の発見後は、貸出しの回収につとめるほか、本人の私財を提供させる等の善後措置を講じてきてゐるので、預金者に対する不安は全くない状況にある。

二 同銀行は、その健全性において、數年來急速に改善されてきており、現在特に問題とすべき状態にはない。

三 千葉銀行の株式会社レインボーに對する債権については、極力整理回収するよう指示しており、最近までで相当程度の減少をみてゐる。しかし、債権額も相當の額に上るので、その整理回収にはかなりの時日を要するものと見込まれ、まだ全額整理完了には至つていない。大蔵省においては三十二

年以後三十四年にも検査を行なうほか、債権整理状況について常時報告を徴する等特別の監督を行ない、整理の進捗をよくを圖つてゐる。

四 永代信用組合の業務運営について、同組合の所管庁である東京都庁に照会したところ、次のような報告があつた。

(一) 同組合の一組合員に對する貸出し制限は、業務方法書に組合員勘定の十パーセントと定められてゐるが、鎌倉ハム食品工業株式会社（本社 東京都中央区）及び一元青果株式会社（本社 東京都千代田区）に對する貸出し等この限度を越えるものが若干認められる。

(二) 区域外の事業会社に對する融資は認められない。

(三) 同組合が融資先の会社の乗つ取りを行なつた事実、同組合の検査結果からではつまびらかでない。

(四) 所管信用組合の大口貸出し、区域外貸出しの規制については、ブロック別会議等の機会を利用して指導を行なうとともに、検査の際これら貸出しが発見された場合には嚴重な警告を発し、事後検査を行なつて改善せしめてゐる。

なお、信用組合に對する行政監督権限は、都道府県の範圍を越えない地域を地区とするものについては管轄都道府県知事にあるものとされておられ、大蔵大臣は、各都道府県知事に對し通達を発し、信用組合の監督強化を指示するとともに、検査要員の指導を行なう等金融行政の統一的運営を図るよう措置してゐる。

右答弁する。

明治三十五年三月三日第三種郵便物認可

定価 一部 十五円

(但し良質紙は二十円)

(郵送料共)

発行所

東京都新宿区市谷本町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三二一五